

1. あらゆる分野への参画の促進

(1) 働く場における男女平等参画の促進

均等な雇用機会の確保

- ア. ポジティブ・アクションの推進
- イ. 雇用機会均等に関する普及啓発
- ウ. 都庁における男女平等参画

パート・派遣労働者の雇用環境整備

- ア. パート・派遣労働者の雇用環境整備

起業家・自営業者への支援

- ア. 起業家・自営業者への支援

(2) 社会・地域活動への参画促進

- ア. 審議会における男女平等参画の促進
- イ. 地域・団体における男女平等参画促進

(3) 家庭との両立支援

子育てに対する支援

- ア. 保育サービスの充実
- イ. 地域での子育て支援
- ウ. ひとり親家庭への支援等
- エ. 育児休業等の支援及び情報提供
- オ. 行動しやすいまちづくり

介護・高齢者に対する支援

- ア. 介護への支援
- イ. 高齢者の自立支援
- ウ. 行動しやすいまちづくり

2. 人権が尊重される社会の形成

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

家庭内等における暴力(DV)の防止

- ア. 被害者等への支援対策

性暴力・ストーカー等の防止

- ア. 被害者等への支援対策

セクシュアル・ハラスメントの防止

- ア. 都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策
- イ. 相談・普及啓発

(2) 性と生殖をめぐる健康支援(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

- ア. 母子保健医療体制の整備及び相談
- イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育

(3) 男女平等参画とメディア

- ア. メディアへの対応

3. 男女平等参画を推進する社会づくり

(1) 教育・学習

- ア. 学校での男女平等
- イ. 研修・情報提供
- ウ. 多様な学習機会の提供

(2) 普及広報

情報・交流

- ア. 情報の提供
- イ. 交流及び指導者研修

社会制度・慣行の見直し

- ア. 都庁内における対応

(3) 推進体制

- ア. 都における体制
- イ. 相談(都民等からの申出)
- ウ. 区市町村や事業者等との連携